

(別記)

事業の実施にあたっての留意事項

【ヘアリーベッチ等の緑肥作物による土づくりにかかる経費について】

第1 補助対象

- 1 令和6年秋まきのヘアリーベッチの生産について補助の対象とする。
- 2 1の後作に農産物を生産しない場合は補助の対象外とする。
- 3 取組面積が5㍍未満については、補助の対象外とする。

第2 事業実施主体

東播磨地域で新たにヘアリーベッチによる土づくりを行う第3の要件を満たす農業者を
含む3戸以上の農業者が組織する団体

第3 支援の対象となる農業者の要件

支援対象は、次の1～5の全てに該当する者とする。

- 1 これまで緑肥作物（ヘアリーベッチ）による土づくりに本格的（複数年に渡り、10㍍以上）に取り組んでいないこと。
- 2 フレールモア等による刈り取りの体制が構築されていること。又は事業完了までに構築されることが見込まれること。
- 3 取組面積が5㍍以上であること。
- 4 本事業によるヘアリーベッチの後作に農産物の生産を行うこと。
- 5 他の国や市町から受ける補助と重複していないこと。

第4 事業計画申請時に必要な添付書類

ヘアリーベッチ生産ほ場の地番、面積と場所等が確認できる書類（位置図など）

第5 事業実績報告時に必要な添付書類

ヘアリーベッチの栽培が確認できるほ場の写真

第6 申請期間

令和6年8月19日～令和6年9月20日まで（先着順で受付し、予算がなくなり次第終了）

第7 事業完了

播種したヘアリーベッチ種子が発芽し、土壌表面を覆う状態にまで生育したことをもって事業完了とする。